

令和8年産米の需要に応じた生産に向けた取組について

1 令和7年産米の作付状況

令和7年産の全国の主食用米の作付面積は、前年産（125.9万ha）より10.8万ha増加の136.7万haとなった。

また、令和7年産の水稻の作柄（令和7年12月12日公表）については、全国の作況単収指数は102で、収穫量（ふるい目幅1.7mm）は747万t（前年比+68万t）となり、7/8年需要見通し（697～711万t）を上回る見込みである。

本県では、下表「主食用米の作付状況」のとおり「生産の目安」を設定するとともに、飼料用米、米粉用米及び加工用米について、各地域協議会に推進面積を提示し需要に応じた生産を推進した。

一方で、主食用米の価格高騰や飼料用米一般品種の交付単価引き下げなどの影響により、主食用米への回帰が見られ、飼料用米の面積は816ha（前年比△1,257ha）と減少した。

その結果、主食用米の作付面積は30,600haとなり、前年作付実績と比べて、2,200ha増加し、「生産の目安」に対しては1,775ha上回った。

主食用米の作付状況						(単位:ha)
	R3年産	R4年産	R5年産	R6年産	R7年産	
「生産の目安」面積換算値(a)	29,080	28,285	28,285	28,160	28,825	
主食用米作付面積(b)	28,800	27,400	27,500	28,400	30,600	
作付実績と目安の比較(b-a)	▲280	▲885	▲785	240	1,775	

2 令和8年産米の需要に応じた生産に向けた取組

国は、令和8/9年の需要見通しについて、1人当たりの消費量やインバウンド需要の動向、精米歩留りの変動等を考慮し、幅をもって設定した（694～711万玄米t）。

また、令和8年産の主食用米等生産量は、需要量に対して余裕を持った生産量とするため、令和8/9年主食用米等需要見通しの上位値と同数量の711万玄米tに設定した。

これを受け、本県の生産の目安算定においても同様の考えに基づき、算定基礎となる国の需要見通し数量については上位値（711万玄米t）を用いて、需要に応じた生産量を確保することとする。しかしながら、価格高騰による国産需要の減退や政府備蓄米の取組の不透明感など、需給緩和のリスクも懸念される。

については、主食用米以外の水稻についても、水田農業全体の持続可能な農業経営に向けて、地域の実情に合わせ関係者が一丸となった需要に応じた生産の推進に取り組むものとする。

(1) 需要に応じた品目の作付拡大

これまで麦、大豆、飼料作物及び加工業務用野菜などの定着性の高い品目の作付拡大を重点的に進めてきたが、主食用米の不足が顕在化したことから、水田農業全体の持続可能な農業経営の実現に向けて取り組む。

また、新規需要米等を含めた水稻の高温耐性品種や多収品種の導入及び生産コストの低減を進めるとともに、地域の実情に応じて二毛作、ブロックローテーション、畑地化により、麦、大豆、飼料作物等の作付拡大を図り、需要に応じた品目の生産に向けては、次の事項を実施する。

- ア 作物別取組面積を設定し、「埼玉県水田農業作付ビジョン」を策定する。
- イ 飼料用米、米粉用米、加工用米については、令和7年産と同様に、各地域農業再生協議会に対して作付推進面積を提示する。
- ウ 農地中間管理機構や法人協会等の関係団体を通じ、担い手生産者に対して経営所得安定対策等の推進資料を配布するなどして、需要に応じた生産の取組を周知する。
- エ 地域農業再生協議会を通じ、生産者に対して、営農組織や農地管理組織、農家組合等の活動の機会をとらえて需要に応じた生産に向けた取組のアプローチを図る。
- オ 飼料用米の生産者に対して、多収品種の種子確保等を通じて取組を支援する。
- カ 以下の取組を活用し、新規需要米や麦・大豆等の定着性が高く需要の拡大が見込まれる品目について、需要に応じた生産及び作付拡大を推進する。
 - ・産地交付金
 - ・国事業の「畑作物産地形成促進事業」や「国産小麦・大豆供給力強化総合対策事業」、「コメ新市場開拓等促進事業」等
 - ・県単独事業の「麦・大豆等作付拡大支援事業」及び都道府県連携型助成

(2) セーフティネットの加入促進

生産者の農業経営を維持するため関係団体と連携し、ナラシ対策や収入保険などのセーフティネットへの加入を促進する。

(3) 当面のスケジュール

- ア 令和8年産地域農業再生協議会別「生産の目安」を提示（12月）
- イ 地域農業再生協議会等担当者会議を開催（1月）
- ウ 地域農業再生協議会による「生産の目安」を参考とした「地域水田収益力強化ビジョン」の作成を推進（2～3月）
- エ 地域の状況を把握するため、必要に応じて意見交換等を実施するとともに、地域農業再生協議会から定期的に取組状況を把握（2～9月）
- オ 地域農業再生協議会に対し、需要に応じた生産推進に必要な情報を提供（隨時）
- カ 経営所得安定対策等の推進資料等を作成・配布（2～3月）